

安曇野市男女共同参画推進審議会 会議概要

1	会議名	第4回 安曇野市男女共同参画推進審議会（第7期）
2	日時	令和3年10月26日（火）午後6時00分～午前7時30分
3	会場	安曇野市役所 4階 大会議室東
4	出席者	川上委員、久保田委員、佐々木委員、甕委員、降幡委員、高橋委員、布山委員、伊藤委員、鈴木委員、二木委員、猿田委員、丸山委員、等々力委員、尾碁委員、竹田委員、小野委員（欠席者：小林委員）
5	担当課出席者	久保田部長、丸山課長、財津補佐、大場主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	令和3年11月8日

協 議 事 項 等

【協議事項】

- 1 今年度の事業実施状況及び次年度事業計画案について
- 2 条例改正（案）について
- 3 その他

【会議概要】

（要旨・主な意見）

- 1 今年度の事業実施状況及び次年度事業計画案について

（事務局 説明）

委員 コロナで大変な時期にパネル展などをやってもらっているが、どのくらいの人が見ているか。せっかくやっているのだから、できれば各支所のある公民館などにパネルを少しでも展示していただけたら、多くの人々の目に触れるのではないかと。

事務局 どのくらいの人が見ているのかという点について、カウントするのは難しいが、見た人がどのように感じたか、どんな工夫が必要かを把握して次の展示に活かしていく必要がある。講座の際にアンケートを実施し、意見を聞いているが、展示の場合も意見をいただくことが必要と考えている。パネル展示もだが、展示だけではなく、できた資料を湧愛や広報の特集等別の媒体で広報する。

委員 資料の字が小さい。追加になったもの（イベント）は別の案内が来るか。

事務局 字が小さい点については、以後字の大きさも含め、見やすい資料作りを心がける。追加になったイベントについては、会議の通知とは別にお送りしている。ただ、展示等は回数も多く、広報やホームページでも掲載している。そこまで毎回通知は難しいので、確認していただけたら。

委員 前回、半分くらいリモートで参加できるという話だったが、一人だったので、驚いた。オンラインでの参加について、タイミングで聞こえない場合もある。先程の話でいろんなところでパネル展示という話だったが、それが理想だが、大変。ただやっているというアピール、宣伝効果があれば、もっとみてもらえるのでは。

2 条例改正（案）について

（事務局 説明）

委員 非常にタイトルが長い。私だったら「安曇野市共生社会づくり条例」の方がいいのでは。審議会の名前もある。条例の中に細かく書いてあるので、タイトルは短くてよいのではないか。

会長 すぐに決めるということではなく、検討しながら進めていくということで、意見をいただいたということで了解していただければ。

委員 資料が見にくい。

会長 考え方の方向については、ご意見ございませんか。

（意見なし）

会長 意見がないようですので、事務局の考えによって進めてよいか。

（賛同）

皆様の賛同を得ているので、進めてもらう。

委員 県とか国とかの方針は「共生社会づくり」という名前に変更するのか、安曇野市だけに変更するのか。

事務局 名称等について県や国の取り決めはない。他の自治体については、そもそも計画などがない自治体もある。名称も「男女共同参画」を使わない自治体もある。自治体によってさまざま。ただ「男女共同参画」という名称が多数。

会長 県では、「男女共同参画条例」というものを持っていない市町村も結構ある。その中で、男女共同参画を進めるにあたって、どうしたら多くの市民の皆さんの理解を得て推進できるのかということ。この「共生」というのは、もっと膨らませて、より大きなくくりにして考えていくということ。男女共同参画という言葉自体の周知が広がらない、「男女」とつくことで浸透しない。これが安曇野市の現状。

委員 やることが国からトップダウンで降りてくるので、なぜ支障が出てくるのかと思っていたが、条例の名前という意味なのか。

会長 そう。

委員 「男女共同」という言葉だが、「男」「女」ではなく「自分らしく」という時代。安曇野市が先駆けて、「男女共同」ではなく「共生社会」で生きていこうということ発信していくというのが嬉しい。素晴らしい。誇りに思う。多文化も含めてこういう共生社会をつくっていくことが、そういう人たちの助けにもなる。

委員 「共生社会づくり」ということで、審議会の委員の中に外国人も含まれるのか。14条の提言、申し出がなくなったということで、そこを伺いたい。条例施行までのスケジュールはどうなっているか。施行日はいつになるか。

事務局 審議会の委員については、条例が改正されたら、次回の委員については多文化共生について詳しい方、外国籍市民の方に入っていただくことも必要と考えている。第14条について、人権擁護については「安曇野市差別撤廃条例」の中で個別具体的なことについては、調査研究・審議等ができるようになっており、現在重複していると考えているため省くこととした。スケジュールについては庁内の法規審査会に諮り、2月3月の議会を経て、できれば4月1日施行を目指したいと考えている。

委員 企業人権などもそうだが、複数の課にまたがっていて、効果的な推進につながらないことがある。一つの組織にまとめてもよいと思う。この条例もそうだが、方向性を一つにまとめ、一緒に考えられるよう検討してほしい。

会長 組織の話は、安曇野市庁内で考えていただくこと。ご意見とする。

委員 「共生社会づくり条例」でもよいと思うが、全体としてどうかなと思うところもある。「男女」という言葉にこだわらないのであれば、それでもよいと思う。

3 その他

事務局 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」、日本語スキルアップ講座の案内。